

島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱

制 定 平成30年3月27日島根県告示第189号
最終改正 令和2年3月31日島根県告示第208号

(目的)

第1条 この告示は、県内における産業の振興と雇用の創出を図るため、県が金融機関の協調を得て、企業等の事業活動に必要な資金(以下「まち・ひと・しごと創生資金」という。)を融資することにより、まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略に掲げる基本目標の達成に資することを目的とする。

(まち・ひと・しごと創生資金の種類)

第2条 まち・ひと・しごと創生資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 人材投資・働き方改革等生産性向上枠
- (2) 観光施設等整備枠
- (3) 地域商業等整備枠
- (4) 海外展開枠
- (5) 環境対応枠

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取扱金融機関 普通銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び漁業協同組合JFしまねで県内に店舗を有するものをいう。
- (2) 企業 会社及び個人であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業以外の事業を営むものをいう。
- (3) 中小企業者 企業であって、資本金の額又は出資の総額が3億円(卸売業にあつては1億円、小売業及びサービス業にあつては5,000万円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人(卸売業及びサービス業にあつては100人、小売業にあつては50人)以下の会社及び個人をいう。ただし、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第2項に規定する業種にあつては、資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに同項に規定する金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに同項に規定する数以下の会社及び個人をいう。
- (4) 組合 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)その他の法律に基づいて設立された中小企業者の組合及びその連合会をいう。
- (5) 中小特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人(卸売業及びサービス業にあつては100人、小売業にあつては50人)以下のものをいう。
- (6) 製造業等 統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類E-製造業及びこれと密接に関連する業種であつて、知事が別に定める業種をいう。
- (7) 住居地域等 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びにこれらに準ずる地域で知事が特に適当

と認める地域をいう。

(資金措置)

第4条 県は、毎年度予算の範囲内で、まち・ひと・しごと創生資金の融資残高を別に定める協調倍率で除して得た額に相当する額の資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の資金の預託利率、預託額、預託期間及び償還方法は、別に締結する契約で定めるものとする。

(融資対象者)

第5条 融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 県内において同一業種を1年以上継続して営んでいる者であること。

(2) 県税を滞納していない者であること。

(3) 別表に掲げる資金ごとに規定された融資対象者に該当する者であること。

(4) 環境対応枠以外の融資対象者については、資本金の2分の1以上が大企業から出資されていない者であること。

(融資対象事業費)

第6条 融資の対象となる経費は、別表に掲げる経費(以下「融資対象事業費」という。)とする。

(融資条件)

第7条 融資条件(資金使途、融資限度、融資利率、融資期間、償還方法、保証人、担保の要否、信用保証の要否及び保証料率をいう。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

(融資の申込み)

第8条 融資を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、県、取扱金融機関等の所定の申込書を別表に掲げる申込先に提出するものとする。

2 観光施設等整備枠の申込者による融資の申込みにあつては、観光施設の整備等を行う区域を管轄する市町村長の推薦書を前項の申込書に添付するものとする。

3 環境対応枠の申込者による別表環境対応枠の項融資対象事業費の欄第12号に係る融資の申込みにあつては、工場を移転する区域を管轄する市町村長の意見書を第1項の申込書に添付するものとする。

(認定)

第9条 知事は、前条の規定による融資の申込みがあつたときは、第5条から第7条までに規定する事項について調査又は審査を行い、申込者に係る融資条件等について認定するものとする。

2 知事は、前項の認定を行ったときは、申込者及び関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

(融資)

第10条 取扱金融機関は、前条第1項の認定に基づき融資の決定を行うものとする。

2 前条第2項の規定による認定の通知を受けた申込者(以下「借受者」という。)は、取扱金融機関所定の手続きを経て融資を受けるものとする。

(目的外利用の禁止)

第11条 借受者は、融資を受けた資金を融資の目的以外の目的に利用してはならない。

(事業計画の変更等)

第12条 借受者は、融資を受けた事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、書面により申込先を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(認定の取消し)

第13条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載事項があったことが判明したとき。
- (2) 融資条件を履行しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この告示に違反したとき。

(繰上償還)

第14条 借受者は、次の各号のいずれかに該当することになった場合は、あらかじめ契約で定めるところにより、直ちに、取扱金融機関にまち・ひと・しごと創生資金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) まち・ひと・しごと創生資金の融資を受けて取得した施設又は設備を、認定者の承認を得て他に売却又は譲渡したとき。
- (3) 融資対象事業費の減少により、まち・ひと・しごと創生資金の当初借入額が融資対象事業費を超えたとき。

(報告)

第15条 融資を行った取扱金融機関は、別に定めるところにより融資状況報告書を知事へ送付するものとする。

(調査)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、借受者、取扱金融機関及び島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対し必要な調査を実施するものとし、借受者、取扱金融機関及び保証協会はこれを拒んではならない。

(損失補償)

第17条 知事は、保証協会がまち・ひと・しごと創生資金の融資に係る保証契約に基づいて代位弁済をしたときは、別に定めるところにより保証協会に対して損失補償金を支払うものとする。ただし、別表環境対応枠の項融資対象事業費の欄第12号に係る融資については、この限りでない。

(雑則)

第18条 この告示に定めるもののほか、まち・ひと・しごと創生資金の融資に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(島根県環境資金融資要綱の廃止)

- 2 島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

(旧要綱の廃止にともなう経過措置)

- 3 旧要綱の規定による認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、令和2年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

まち・ひと・しごと創生資金融資一覧

資金の種類	融資対象者	融資対象事業費	融 資 条 件									
			資金使途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 (保証料率)	申込先
					責任共有利率	責任共有外利率						
人材投資・働き方改革等生産性向上枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、融資対象事業費の要件のいずれかに該当する事業を行うため資金を必要とするもの	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 (1) 従業員の人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産性向上に取り組む事業 (2) 従業員の労働環境の整備のための事業 (3) 子育て支援のための施設・設備の整備のための事業 (4) しまね子育て応援企業認定要綱に基づく認定を受けているものが実施する事業 (5) しまね障がい者就労応援企業認定要綱に基づく認定を受けているものが実施する事業 (6) 市町村が定める消防団協力事業所表示制度に係る実施要綱に基づく消防団協力事業所の認定を受けているものが実施する事業 (7) しまね女性の活躍応援企業登録要綱に基づく登録を受けているもの (8) その他知事が特に認めた事業	設備資金 運転資金	設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円	年1.25 パーセント	年1.10 パーセント	設備資金12年以内 運転資金7年以内	1年以内 据置き 元金均等 月賦	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。 (信用保証が必要である場合は、保証料率年0.4パーセント以上1.7パーセント以下)	商工会議所 商工会 島根県商工会連合会 島根県中小企業団体中央会 公益財団法人しまね産業振興財団	
観光施設等整備枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、融資対象事業費の要件に該当する事業を行うため資金を必要とするもの	観光施設の整備等の事業（しまね観光立県条例平成20年島根県条例第28号）の趣旨を踏まえ、市町村の地域振興計画、観光振興計画等に位置付けられる事業であって、地域の観光振興に資するものとして市町村長が推薦するものに限る。）に要する経費					設備資金15年以内 運転資金7年以内					
地域商業等整備枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、融資対象事業費に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 (1) 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業 (2) 県の中長期的な施策に関連する事業で中山間地域商業に関連する事業のうち別に定める要件に該当する事業 (3) その他知事が特に認めた事業					設備資金12年以内 (中山間地域商業関連については15年以内) 運転資金7年以内					
海外展開枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、海外販路の開拓や海外向け新製品の開発等、融資対象事業費の要件に該当する事業に取り組み、将来にわたり県内事業所の事業規模又は雇用の維持・拡大を目指すため資金を必要とするもの（県内事業所の全てを廃止する場合を除く。）	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 (1) 外国における支店、工場等の設置又は拡張に係る事業 (2) 出資割合が10パーセント以上となる場合における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得 (3) 出資割合が10パーセント以上である外国法人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付 (4) 海外直接投資の事業実施に必要な調査 (5) 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育 (6) 海外見本市又は商談会への参加 (7) 直接輸出入に係る事業					設備資金12年以内 運転資金7年以内					
環境対応枠	企業又は組合であって、融資対象事業費の要件に該当する事業を行うため資金を必要とするもの	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 (1) 公害を防止するために必要な施設・設備の設置又は改善に係る事業 (2) 石綿の飛散を防止するために必要な施設・設備の改善(石綿の使用状況の調査、石綿の除去、封じ込め等適切な工法による措置、剥ぎ取った石綿の処分等)に係る事業 (3) 産業廃棄物処理施設・設備の設置又は改善に係る事業 (4) 産業廃棄物の再生利用、再資源化のための施設・設備の設置又は改善に係る事業 (5) PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理（運搬を含む。）及び対象設備の買換えに係る事業 (6) 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第2条第1項に規定する特定物質(以下「特定物質」という。)から代替物質への転換施設・設備、特定物質回収施設・設備及び特定物質破壊施設・設備の設置又は改善に係る事業 (7) 従来の設備よりも資源及びエネルギーの消費量を5パーセント以上削減する設備の設置に係る事業 (8) 自然エネルギー利用施設・設備の設置又は改善に係る事業 (9) リサイクルエネルギー利用施設・設備の設置又は改善に係る事業 (10) 事業の用に供する低公害車の購入又は低公害車用燃料供給施設・設備の設置若しくは改善に係る事業 (11) 環境管理システム(ISO14001)の認証を取得するための施設・設備の設置又は改善及び審査登録に係る事業 (12) 製造業等を営む企業が、住居地域等から市町村長が工場立地の適地と認める区域へ工場の全面移転を行うために必要な移転先の用地の取得及び移転先の施設・設備の設置に係る事業 (13) 工場等企业施設周辺の景観保持のために必要な緑地、囲障等の設置又は改善に係る事業					設備資金15年以内 運転資金7年以内				商工会議所 商工会 島根県商工会連合会 島根県中小企業団体中央会 公益財団法人しまね産業振興財団 (中小企業者以外の企業の申込先は、取扱金融機関)	

備考 この表において「責任共有利率」とは、責任共有制度（信用保証協会の保証付き融資について、原則として、金融機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。以下同じ。）の対象となる場合の利率をいい、「責任共有外利率」とは、責任共有制度の対象とならない場合の利率をいう。